

平成13年度国有林野事業業務方針

国有林野事業については、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、抜本的改革の着実な推進に努め、その果たすべき使命の達成を期することとしており、このことは、平成12年12月7日に策定した「林政改革大綱」及び「林政改革プログラム」においても今後の林政の方向として位置付けているところである。

このため、広く国民の意見を聴いて策定した平成11年1月1日を始期とする国有林野の管理経営に関する基本計画（以下「管理経営基本計画」という）に基づき適切な事業運営を図りつつ、公益的機能重視の管理経営の具現化とその基礎となる収支の改善等の取組に一層努めていくこととする。

特に、国民各層の理解と協力を得ながら国民共通の財産である国有林野の管理経営を管理経営基本計画に基づき適切に行っていること及び各般にわたる抜本的改革の取組を進めていることを具体的に国民の目に見える形で示すよう、そのPRに努めることとする。

また、国有林野事業特別会計が負担する債務を将来において确实かつ円滑に処理するため、収入確保に関する様々な対策を講ずることなど自助努力を尽くし、林産物販売、林野・土地売払い等による収入を確保することとする。このため、平成13年度においては、厳しい経済状況を反映し、引き続き当初予算に計上した収入額を確保するためには相当の努力が必要であることを十分認識して事業の実施に当たることとする。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針への取組

（1）公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進

ア 機能類型に応じた管理経営

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨として、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の 3

機能類型に応じた管理経営を行う。

イ 適切な森林施業と路網の整備

森林の整備に当たって、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能類型に応じた適切な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進する。

施業の実施に当たっては、国有林野施業実施計画等に基づくとともに森林現況の把握を適切に行うなどにより、森林整備の計画的な推進を図ることとし、具体的には「水土保持林」の国土保全タイプについては、対象とする災害防止等のための適切な間伐、針広混交林化等を、水源かん養タイプについては、林地保全を図るため長伐期施業、複層林施業等を、「森林と人との共生林」の自然維持タイプについては、野生生物の生息・生育環境の保全等を考慮した施業を、森林空間利用タイプについては、景観の維持等を考慮した施業を、また「資源の循環利用林」については、生産目標に応じた適切な更新、保育及び間伐を、それぞれ流域ごとの特性を考慮しつつ計画的かつ効率的に推進することとする。

この場合、拡大造林については原則的に停止することとし、公益的機能の発揮への要請が高い森林又は木材等生産機能の発揮への要請が高く林道の整備状況等からみて可能な森林については、育成複層林^{参考1)}施業を積極的に推進する。特に、平成13年度においては、「水土保持林」、「資源の循環利用林」において、一定の林齢に達している人工林を対象に、長期育成循環^{参考2)}施業の導入について、新たに検討する。一方、自然的条件等からみて、高い森林生産力が期待され投資の効率性が確保される森林等については育成単層林^{参考3)}施業の、自然的条件からみて主として天然力を活用することによって公益的機能又は木材等生産機能の発揮が確保される森林^{参考4)}については天然生林施業の推進を図る。

また、公益的機能の発揮を重視した森林施業の現場定着を図るとともに、こうした施業に対する国民の理解を得るための取組を推進する。

間伐については、平成13年度予算で健全な森林の育成及び収入確保に資する間伐を緊急に推進することとしており、より一層、積極的に実施することとし、利用面をも重視した間伐の定着など間伐の適切かつ確実

な推進を図る。

森林調査簿の整備については、現地の実情に応じた適切な対応を図りつつ、地林況の把握精度の向上や森林資源モニタリング調査の結果の活用など調査体制の整備に努めることとする。

また、森林の整備、管理等を効率的に行うために必要となる林道等の路網については、民有林林道等の開設計画と調整を図りつつ計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、ふるさと林道緊急整備事業等による国有林野内での林道開設について地方自治体への働きかけなどを積極的に行う。特に、間伐等の森林整備を推進するため、林道の整備と併せて継続的に利用する作業道の整備を推進する。さらに、林道等の設計・施工に当たっては、地形・地質・景観など現地の実態を踏まえつつ、きめ細かい検討を行い、林道等の規格・構造を選定するとともに、転石等現地発生材料の活用等によるコスト縮減、木材利用の一層の拡大に取り組むこととする。

なお、林業基本法及び森林法の改正が行われ、平成13年度に新たな基本計画の制定、全国森林計画の変更が行われた場合には、これを受けて、国有林の地域別の森林計画、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を一斉に変更することとする。

参考1) 育成複層林施業：森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持していく施業。

参考2) 長期育成循環施業：抜き切りを繰り返しながら樹下植栽等を行い複層状態に誘導する施業

参考3) 育成単層林施業：森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業。

参考4) 天然生林施業：主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。

ウ 治山事業の計画的な実施

治山事業については、「第九次治山事業七箇年計画」に基づき、民有林治山事業等との有機的な連携の下に、計画的に推進することとし、特

に、近年の火山活動、地震、台風、集中豪雨災害等激甚な災害の多発化に対し、その早期復旧を図るとともに、火山地域及び林野火災発生危険地域における防災機能の強化、生活環境の保全及び自然環境の維持が求められている地域、水源地域並びに林相が過密又は過疎のため荒廃のおそれのある地域における森林整備等を実施する。

事業の実施に当たっては、自然環境への配慮及び木材の使用拡大の観点から木材を使用した工法を可能な限り採用する。

加えて、保安林の機能を維持強化するために、林相が過密又は過疎のため荒廃のおそれのある保安林において森林整備を行う保安林整備促進事業及び保安林改良事業等を推進するとともに、災害復旧事業等の適切な運用を図る。

（２）流域管理システムの推進

流域管理システムの推進のために、各流域の特性に応じつつ、よりきめの細かな取組を行うこととするが、特に、平成13年度については、国有林野事業流域管理推進アクションプログラム^{参考 3)}に基づく実施メニューを重点実施するとともにその広報に努めることとし、以下の活動等について推進することとする。

- ア 国有林野事業に対する地域ニーズの的確かつ積極的な把握（市町村等との連絡調整会議の開催等）
- イ 流域森林・林業活性化協議会等における流域管理システム推進のための助言・指導
- ウ 流域林業活性化実施計画の実行（国有林に係わる計画事項に対する着実な取組）
- エ 安定供給システム販売^{参考 1)}、長期協定システム制度等^{参考 2)}を通じた安定的・計画的な発注等による林業事業体の育成
- オ 流域内の林業労働力確保に関する積極的な対応（登録事業体の労働力の状況及び計画に基づく事業量等の積極的な提供等）
- カ 技術情報の発信、現地研修へのフィールド提供等林業技術の普及・啓発（高性能林業機械の研修のためのフィールド提供等）

キ 民有林・国有林一体となった施業（民有林・国有林一体となった施業モデル団地の設定、公告縦覧制度等による情報の提供）

ク 民有林・国有林一体となった合理的な路網整備（林道連絡調整会議の開催等）

ケ 下流住民に対する森林、林業に関する理解と協力を促進するための普及啓発活動（森林教室の開催等）

また、地域の民有林行政の中心的役割を担う市町村との意見交換を行うなど、市町村との連絡・調整を一層推進する。

さらに、本庁及び森林管理局に配置されている流域管理指導官と森林管理署等に配置されている流域管理調整官との連携を図るために、流域管理調整官会議等を開催しその推進に努める。

参考1) 安定供給システム販売：一定の期間を定めて、一定の要件を満たす林業事業体と立木又は素材の販売量についての協定を締結し、安定的に立木又は素材を販売する制度。

参考2) 長期協定システム：5年以内の期間を定めて、地域の特性を踏まえた一定の要件を満たす林業事業体と流域を単位とした一定の区域における素材生産及び造林請負の事業量、間伐に関わる立木販売量等について一括して協定を締結し、安定的な事業実施を図る制度。

参考3) 国有林野事業流域管理推進アクションプログラム：国有林野事業に対する流域内のニーズや要望等を踏まえ、特に優先的に取り組むべき課題、課題に適切に対処するための定性的目標や取組方向から構成される短期的行動計画

（3）国民の森林としての管理経営

ア 国有林野の保健・文化・教育的利用の推進

国民の保健・文化・教育的な活動の場としての国有林野の利用を推進するため、「レクリエーションの森」（表1参照）を選定し、民間事業者等の能力を活用しつつ、森林及び施設の適切な整備に努める。また、森林とふれあう機会の増大を図るため、森林インストラクター等の活用等により国民への森林・林業等に関する情報提供に努める。

さらに、教育の場としての利用を推進するため、学校分収造林の設定を働きかける。

表1 レクリエーションの森の種類と特徴

種 類	特 徴
自然休養林	風景の優れている地域にあって、自然休養の場として自然探勝、ハイキング、キャンプ、温泉浴等の利用に適した相当程度の規模を有する地域
自然観察教育林	当該地方の自然を特色づけ変化に富み、自然科学教育や森林の役割等について国民の認識を高めるために適した地域
風景林	名所、旧跡、社寺等の背景や景観展望地点等から望見される森林で、特に風致の維持に配慮する必要がある地域
森林スポーツ林	フィールドアスレチック、クロスカントリースキー等森林を主体とする野外スポーツの場として適した地域
野外スポーツ地域	スキー場その他のスポーツ施設、ホテル等滞在施設等の設置に適した地域及びそれらと一体となって利用・管理することが適当な地域
風致探勝林	湖沼、溪谷と一体となって優れた自然美又は、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等であって、自然探勝等の森林内における休養活動に適した地域

イ 森林整備への国民参加

分収林等の制度を通じた森林整備への国民参加を推進することとする。特に、流域の上下流の相互理解に基づく水源林の設定等を推進するため地方自治体への働きかけや、森林環境教育の一環として学校分収造林の新規設定及び既存箇所の活用を推進するとともに、昨年度から取り組んでいる天皇陛下御在位十年記念及び21世紀記念分収造林を引き続き行う

ことにより、公募による分収造林を積極的に推進する。

また、分収期を迎える分収育林箇所の販売に当たっては、積極的なPRを行うなど有利販売に最大限努力する。

さらに、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備活動等の場として、「ふれあいの森」の設定に一層努めるとともに、国有林野内の代表的な巨樹・巨木100本（「森の巨人たち百選」）について、地元市町村等を構成員とした協議会が行う自主的な保全活動を支援するなど森林整備等への国民参加の推進に取り組む。

ウ 広報活動の推進

「国民共通の財産＝国民の森林」を管理経営する国有林野事業に対する国民各層の理解と協力が得られるよう、積極的な広報活動を展開することとし、管理経営の3つの基本方針である「公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換」・「森林の流域管理システムの下での管理経営」・「国民の森林としての管理経営」への取組や実績を広報誌、マスメディア、インターネット等の媒体を通じてわかりやすく、かつ効果的にPRする。

林野庁編集協力の広報誌については、内容の刷新を検討する。

森林管理局（分局）等で行っている記者発表のうち国有林野の改革の方向に沿う積極的な取組について、広く全国的に報道すべきと思われるものについては、本庁と森林管理局（分局）が連携をとった広報活動を引き続き進める。

インターネットを通じた広報活動については、当該媒体の社会的重要性が増大していることから、ホームページの内容の充実と適時の更新に留意するとともに、当該媒体を通じた意見の把握に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存

（1）森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理するため、林野火災、ゴミの不法投棄、森林病虫害や鳥獣被害等の森林被害の未然防止のための

森林パトロール等を必要に応じ地元自治体、民有林関係者、ボランティア団体等との連携を図りつつ、積極的に実施するとともに、境界標識整備の適切な実施、国有林野周辺における土地利用の変化等に即した効率的かつ適切な巡検・境界巡視の実施等への取組推進により、適正な境界の保全管理に努める。

また、地域の住民、自然保護団体との連携を図りながら、森林生態系保護地域等の保護巡視員の委嘱を推進する。

（２）保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

希少な野生動植物の保存等自然環境の保全が一層重要な使命となっていることから、保護林（表２参照）の拡充を進め、その存在のPRに努めるとともに、希少野生動植物種保護管理事業^{参考１）}及び保護林保全緊急対策事業^{参考２）}を実施する。

さらに、緑の回廊の設定に努めるとともに、「緑の回廊」整備特別対策事業^{参考３）}を実施する。

また、森林知識の普及啓発のため、自然状態の適切な維持に配慮して森林生態系保護地域バッファゾーン整備事業^{参考４）}を実施するなど学術研究教育、文化的利用等の場として保護林の活用を図る。

さらに、屋久島、白神山地の世界自然遺産地域においては急激な入込み者の増加による生態系への影響を防ぐために世界自然遺産保全緊急対策^{参考５）}を実施する。

なお、これらの事業の実施に当たっては、地元要請等を十分踏まえるとともに、専門家や自然保護団体等の意見を十分聞いて行うこととする。

参考１） 希少野生動植物種保護管理事業：種の保存法の制定を踏まえ、国有林野内に生息・生育する希少野生動植物種の保護を図るため、生息地等の巡視、餌木の植栽育成等の生息・生育環境等の維持・整備を行う事業。

参考２） 保護林保全緊急対策事業：貴重な動植物の保護、生物多様性の確保上重要な位置づけにある保護林のうち、植生の劣化、生育環境の悪化が見られるものについて、緊急に保護柵の設置等の植生回復等の保全措置を講じる事業。

参考３） 「緑の回廊」整備特別対策事業：野生生物の自由な移動の場となる緑の回廊において、希少野生動植物の保護のための巡視、生息・生育環境の保全・整備、保護・保全

意識高揚のための標識設置による普及啓発等を行う事業。

参考4) 森林生態系保護地域バッファゾーン整備事業：原生的な天然林を保存している森林生態系保護地域のうち、厳正な維持を図る保存地区を取り巻く保全利用地区(バッファゾーン)において、森林の仕組み・働き、森林との接し方を学ぶための施設の整備を行う事業。

参考5) 世界自然遺産保全緊急対策：白神山地及び屋久島は、世界自然遺産への登録を契機として入込み者が急増しており、原生的な生態系への影響が危惧されていることから、土壌流出防止施設を設置する等、緊急に保全対策を講じる事業。

表2 保護林の種類と設定目的

種 類	設 定 目 的
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存等
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存
植物群落保護林	希少化している高山植物群落、学術的価値の高い樹木群等の保護
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護

3 国有林野の林産物の供給

林産物の持続的かつ計画的な供給が国有林野事業の使命の一つであることを踏まえ、林産物の適切な生産・販売に努める。

(1) 需給動向に応じた弾力的な生産・販売の推進

ア 木材情報の収集・提供及び情報共有化の推進

顧客情報や産地情報、木材需給の動向など木材販売に関する情報の収集・分析により、需要動向、木材需要者のニーズ等を把握するとともに幅広い需要者の確保のためにインターネットの活用等により、適切かつ迅速な公売情報等木材情報の提供に努める。

また、森林管理局（分局）・署（所）等が一体となった情報の共有化を推進し、情報の効率的な把握に努める。

イ 木材需給の動向等を踏まえた生産・販売数量の弾力的な調整

素材の生産・販売数量については、生産・販売事業の緊密な連携の下に、地域の木材需給の動向等を踏まえ弾力的な調整に努める。

ウ 需要者ニーズを踏まえた採材・仕訳等の実施

地域の木材消費の動向を踏まえ、原木市場、製材工場等の関係者との意見交換、採材検討会、品等格付研修会等を適宜実施し、効果的な採材、適切な品等格付に努める。

(2) 樹材種等の特質に応じた効果的な生産・販売の推進

ア 樹材種の特質に応じた素材生産の推進

素材生産については、高品質材林分や付加価値の向上がより期待できる林分を厳選し、費用対効果等を検討した上で実施する。

イ 効果的な製品販売の実施

製品販売における天然優良材及びこれに準ずる高齢級人工林の元玉等の販売については、公売又は販売委託によることを原則とする。原木市場への販売委託は、今後、委託化を推進する方針のもと、輸送経費等費用対効果も勘案し実施することとし、その対象市場は、樹材種の特質、広域的な流通動向等にも配意の上、集客力、選別仕訳能力等を勘案し、当該森林管理局（分局）内にとどまらず有利に販売できる市場の選択に

努める。

ウ 林分内容に応じた立木販売の推進

立木販売は、林分の樹種構成等に応じた販売方法を選択することとし、優良材の生産が見込まれ、需要者による評価差が生じやすい天然林及び高齢級人工林等については、公売によることを原則とする。

なお、間伐材等需要者による評価差が小さい林分については、素材生産・製材の担い手の育成の観点から「立木の安定供給システム販売」による安定的な販売先の確保を図る。

エ 間伐の積極的な推進と間伐木の販売

間伐を積極的に進めるため、地形、樹材種等現地の実態を踏まえつつ、間伐推進路網整備モデル事業の推進、利用価値及び搬出条件を考慮した選木並びに列状間伐等効率的な間伐を一層推進する。また、継続的に利用出来る作業道の積極的な作設や造林費を活用して搬出・集積まで行う事業の実施に新たにに取り組む等工夫を凝らした販売に努める。

オ 乾燥材の普及に向けた取組

スギ材については、素材販売及び立木販売において「ドライログ」の生産・販売に一層取り組むことにより、地域における民有林・国有林一体となった乾燥材の市場形成及び普及に積極的に参画する。

カ 採材等の工夫によるきめ細やかな販売

素材生産時に付随して生産されるパルプ・チップ材等については、採材の工夫による一般材生産比率の向上により縮減を図るとともに、利用度が低い樹材種の有効活用を図る観点から、土壌改良用木炭原料等の新たな用途や地域の特産品、伝統工芸品、ウッドクラフト用材等として積極的に販売する。

(3) 木材需要の創出のための積極的な働きかけ

国有林材PR月間を中心に、地方自治体、林業関係団体等との連携により、木材市、森林の産物市及び間伐材利用事例展等各種PR行事を開催し、国産材の需要・販路の拡大等のPRを行うとともに、公共建築物等への木材利用の推進のための働きかけ等に努める。

(4) 多様な資源の販売促進

環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源についても、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興等の観点から需要に的確に対応した販売を推進する。

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、適切な実施に努めるものとする。

林野・土地等の売払いについては、国有林野等資産処分の実施方針(平成30年10月31日付け3林野業二第174号林野庁長官通達)に基づき適切に実施することとし、土地需要の低迷等の厳しい状況等を踏まえ、林野庁・森林管理局(分局)が一体となって、林野・土地等売払い収入の確保に向けて取り組むこととし、特に、大型物件については、収入に占める影響が大きいことから、徹底したスケジュール管理を行うことなどにより確実な売払いに向け取り組む。また、平成13年度に廃止を予定している事務所等敷地については、条件整備や売払い手続き等の迅速な処理に努め、売払いに取り組むこととする。

土地については、個別具体的な資産の徹底した見直しを多角的観点から行い、事業遂行上不可欠なものを除き可能な限り売払いに努めることとし、庁舎・宿舍等の敷地については、土地資産を最も有効に活用する観点から収支効率を上げ、必要最小限の土地に集約化するとの考え方で特別整備の推進に取り組む。

附属地については、苗畑跡地・貯木場跡地等の売払いを推進することとし、面積等が大きい物件で一括売払いが困難なものについては、地域の土地需要等に応じて分割等を行うことにより売払いを推進する。

貸付地等については、徹底した見直しを行いダム・道路敷等の公用・公共用としての他省庁への所管換を推進することとし、従来からの貸付相手方への売払い取組に加え、返地を受けての売払いを代替地等必要な措置等も検討しつつ推進する。また、公営スキー場等の売払いについて地元要望に積極的に対応することとする。

林野については、公益的機能等との調整を図りつつ、「市町村の森」
（例：都市部、下流地方公共団体、姉妹都市等による上流部での市町村の森の造成を含む）など地域住民の福祉の向上に寄与する森林や、農林業をはじめとした地元産業の振興等に必要な林野等の売払いを推進する。

これら林野・土地売払いの推進のため、地元市町村等との情報提供、連絡を密に行うとともに、主要な公売予定物件については各物件の基本情報を整理し、地域の不動産業界等への訪問等によるPR・情報収集を推進するとともに、冊子、インターネット等の活用による積極的なPRを実施することとし、不落の場合は仲立委託の活用を図る。また、不落となった場合の再公売等の期間を確保するため、条件整備等の早期化を図ることにより、特別なものを除き原則11月以前の公売実施に努めることとする。

さらに、地方公共団体等が都市計画区域内に所在する林野・土地を公用・公共用地として先行取得する場合に交付税措置が講じられる制度については、引き続きその実効が上がるように努める。

また、利用可能な土石資源については、自然環境の保全等に配慮しつつ、販売促進に努め、無償貸付地等については借受者の理解と協力を得て有償化等に努める。

（２）公衆の保健のための活用の推進

森林とのふれあいに対して多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、国有林野を保健・文化・教育的利用の場として国民の利用に積極的に供するため、民間事業体等の能力を活用しつつ森林空間総合利用整備事業（ヒューマン・グリーン・プラン）^{参考1)}、ふれあいの郷整備事業^{参考2)}、森林の学校総合整備事業^{参考3)}、森林環境整備事業^{参考4)}（森林環境整備推進協力金）、森林ふれあい基地づくり整備モデル事業^{参考5)}（ファミリー・フォレスト・ガーデン）、森林都市整備事業^{参考6)}、森林ふれあい推進事業^{参考7)}（森林倶楽部）、森林利用ガイド事業等^{参考8)}の森林空間総合利用事業を推進する。

また、公衆の保健のための利用に係る需要動向等を把握の上、休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うことが必要と認められる箇所等について、地域管理経営計画において公衆の保健の用に供する区域等として定めるとともに、民間事業体等の動向等を踏ま

え、公衆の保健の用に供するための計画を策定し、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りつつ、民間の能力を活かした施設整備等を推進する。

参考1) 森林空間総合利用整備事業：国有林野の中で、野外スポーツに適した森林空間等を積極的に国民の利用に供することを目的として、民間事業体のノウハウ等を活用しつつ、野外スポーツの場、自然とのふれあいの場、保養の場等の総合的な整備と森林の整備を一体的に行う事業。

参考2) ふれあいの郷整備事業：都市住民等の森林とのふれあいを促進することを目的に、森林の中に滞在し、森林づくりを長期的、継続的に行うことを希望する者に対して、森林づくりの場の提供と併せ滞在施設用地を貸し付ける事業。

参考3) 森林の学校総合整備事業：恵まれた自然環境の中で教育・研修等を行うことにより、青少年の健全な育成と生涯学習等の推進を図り、併せて森林・林業に関する知識の普及啓発を図ることを目的として教育・研修施設等を総合的に整備する事業。

参考4) 森林環境整備事業：レクリエーションの森の良好な保全と利用者の快適な利用に資することを目的として、レクリエーションの森の森林及び利用施設の整備、環境の美化・保全等を利用者の自主的な協力金を得て行う事業。

参考5) 森林ふれあい基地づくり整備モデル事業：森林とのふれあい基地として家族等で楽しみ、自然とふれあいながら自由時間を過ごす場として小区画の森林を整備し、「ファミリー・フォレスト・ガーデン」として提供する事業。

参考6) 森林都市整備事業：森林の公益的機能の発揮と調整を図りつつ、民間の能力を活用し緑豊かな居住空間や業務空間を形成する「森林都市構想」の実現に向けた条件整備を行う事業。

参考7) 森林ふれあい推進事業：森林・林業や木材に関する理解者を増やすことを目的として、都市住民等を対象に会員を募り、森林情報等の提供を行うとともに、森林浴、野鳥・植物観察、植林等の体験活動、森林教室等の学習活動などのイベントを行う事業。

参考8) 森林利用ガイド事業：国民の国有林野事業に対する一層の理解を得るため、森林・林業に関する知識、技術等を有する職員を森林インストラクターとして活用しつつ、森林とのふれあいを求める市民等に対して、森林・林業に関する説明、現地の案内等を行う事業。

5 国有林野の管理経営の事業の実施体制及び事業運営

(1) 事業実施体制

ア 効率的な事業の実施

林産物売払いに係る収穫調査については、指定調査機関への委託を進めることを念頭に、職員の配置状況、事業の効率性・合理性を勘案しつつ、その適正な実施に努める。

また、効率的な事業の実施に資するため、予算の計画的かつ効率的な執行を図る。

イ 簡素かつ効率的な組織機構の下での管理経営

簡素かつ効率的な組織に再編することを旨として、計画的かつ着実に組織の見直しを進めることとし、需要開発センター、事務所等の廃止に取り組む。

ウ 必要かつ最小限の職員数による管理経営

集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、職員数を今後の業務に応じた必要かつ最小限のものとするため、職員数の適正化を緊急に推進することとして、定員内職員については、省庁間配置転換、市町村出向等に取り組むとともに、定員外職員については、特別給付金の支給による希望退職の募集を行うこととする。

なお、これらの実施に当たっては、本人の意に反して退職させないとの考え方の下で適切に推進する。

(2) 事業運営

ア 事務の改善合理化

事務改善・OA化については、国有林野事業の事務を規定している文書（通達、簡易文書、事務連絡等）の改廃による事務の削減、OA化による事務効率の向上、局集中処理による事務処理の効率化等を推進する。

このための実施計画である「国有林野事業の事務改善計画」等に基づき、

- ① 給与、旅費等の口座振込の推進、委託契約事務の簡素化、販売事務の簡素化等の事務改善
- ② 貸付・使用管理システムの導入、経理システムの拡充、林班管理シ

システムの開発等の新分散処理システムの充実

③ 事務マニュアルの作成と通達集の刊行

等平成13年度の計画事項について取り組むこととする。

なお、事務改善に資する事項については、計画に記載されていない事項であっても、逐次追加して取り組むこととし、O A化の追加項目として、^{参考 1)} G I Sのプログラム開発、情報機器の導入及び地図データ等のデジタル化に取り組むほか、行政文書の管理システムの開発・導入に取り組むこととする。

また、新分散処理システムの森林管理局（分局）、森林管理署等の情報機器リースの契約切れを踏まえ、更新を行うこととする。

イ 労働安全衛生の確保

死亡災害をはじめとする重大災害の絶滅はもとより労働災害の未然防止を図るため、第6次国有林野事業労働災害防止対策要綱^{参考 2)}(平成10年3月31日付け10林野厚第39号林野庁長官通達)に基づき、人命尊重を基本理念として、安全管理体制の機能の活性化と安全で正しい作業の確実な実践等を徹底することとする。

また、職員の成人病予防等の健康保持増進対策等を積極的に推進する。

参考 1) G I S : Geographic Information Systemのことで、「地理情報システム」と訳

され、林小班界、林道、境界等の「地図データ」とこれに付随する森林調査簿、林道台帳、標識原簿等の「属性データ」を一元的に管理し、検索、解析、表示、印刷等の機能を持つシステム

参考 2) 第 6 次国有林野労働災害防止対策要綱の重点施策

ア 安全管理体制の活性化等職場環境に応じた安全管理の推進

イ 現場実態に即した労働安全対策の推進

ウ 伐木造材作業および集運材作業に係る労働災害の防止

エ 交通事故等による車両災害の防止

オ 職業性疾病の防止

カ 蜂刺され災害の防止

キ 職場実態に応じた衛生管理の推進

ウ 林業事業体の育成強化

林業事業体の育成強化を図るため、地域の特性を踏まえた林業事業体の登録制度の実施、長期協定システムの新規締結促進とそれに基づく事業発注の推進、立木の安定供給システムの適切な実施、共同請負事業体の結成の誘導、社会保険等への加入促進の指導、労働安全衛生の確保の指導等に取り組む。

また、各種林業事業体関係の会議等への参加、情報交換の推進などにより、林政改革大綱等に基づく各種施策の推進状況も踏まえつつ、一般林政との連携の強化とそれらを活用した取組の推進を図る。

エ 地球温暖化防止対策の推進

平成10年6月に策定された「地球温暖化対策推進大綱」を踏まえ、森林の二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮を図るため、機能類型に即した健全で活力ある森林の整備を推進する。

また、木材が再生産可能な資源であり、加工・製造時の消費エネルギーが少なく、建築資材等としての使用により炭素を長期貯蔵できるエコ・マテリアル(環境調和型素材)であることの普及啓発活動に努め、木材の利用促進に寄与するものとする。

さらに、「みどりの週間」の実施にあわせ、この期間が「緑の募金」の全国一斉強調週間であることも踏まえ、「みどり」に関する各種行事の開催等を積極的に行うとともに、開催に当たっては、地球的規模での森林保全に対する関心の高まり等を踏まえ、各種行事を地球環境保全に関する意識の更なる高揚を図る場として内容の充実を図る。

オ 林業技術の開発、普及

国有林野の管理経営を公益的機能の維持増進を旨とするものに転換したことを踏まえて策定した林野庁の技術開発基本目標に基づき、地域の特性を踏まえた技術開発課題等を設定し、技術の開発に計画的に取り組む。

また、施業指標林等を活かした現地研修の実施、民有林関係者等へのフィールド提供、技術情報の発信等を通じて技術開発成果の普及・定着に努める。

カ 地域振興への寄与

地域振興への寄与が国有林野事業の重要な使命の一つであることを踏まえ、国有林野の所在する市町村など地域社会の要請にきめ細かく対応するため、流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参画等を通じて情報収集に努めるとともに、市町村の森や地元産業の振興等に必要な林野・土地の売払い等の国有林野の活用、森林空間の総合利用、風力発電のための国有林野の活用などを通じて地域振興の寄与に努める。

また、分収林制度等を活用しつつ、特定の目的に沿った森林の造成など地域の特色ある森林づくり（例：「うるしの森」、「漁民の森」、都道府県・市町村の木を植栽する森林等）の場の提供に努め地域の振興に寄与する。

キ 人材の育成

国有林野を適切かつ効率的に管理経営するため、国有林野事業職員研修規程に基づき、公益的機能の発揮を重視した森林施業等公益的機能の維持増進に係る理解の向上や知識、技術の向上等を目的とした研修の充実を図りつつ、

- ① 若年職員及び森林官の人材育成のための研修
- ② 管理監督に当たる職員に必要な資質、能力の向上を図るための研修
- ③ 安全衛生に係る知識を付与するための研修
- ④ 担当業務を適切かつ効率的に実施するために必要な知識・技能等を習得するための研修
- ⑤ 流域管理システムの推進を図るために必要な知識を付与するための研修
- ⑥ 森林・林業に関する技術者、専門家の計画的な育成を図るための研修

等の研修を適切に実施するとともに、基幹作業職員については、各森林管理局(分局)・署(所)の実態に応じて、集合研修やOJTを実施する。

また、事業実行上のニーズを踏まえ民間団体等への委託研修、地方公共団体との連携強化、人材の育成等の観点から地方公共団体への出向等についても適切に実施する。

